

窓口担当者のための 「内部通報制度」の実務

～運用における留意点と実例解説～

- 編集：東京弁護士会 公益通報者保護特別委員会
- 体裁：A5判・横組・並製本（カバージャケット）・総頁 384 頁
- 定価：4,180 円（本体 3,800 円＋税 10%）＋送料 360 円※
- ※送料は「1部・ゆうメール便使用」の場合。2部以上は「宅配便使用：実費」となります。
- ISBN978-4-939156-46-5

目次

第1章 企業における内部通報制度構築の基本

- [1] 公益通報者保護法の概要と改正に至る経緯
- [2] 内部通報制度構築の観点からみる改正法のポイント
- [3] 内部通報制度構築における基本的観点

第2章 内部通報制度と処理のモデル

- [1] はじめに
- [2] 通報者の範囲
- [3] 内部通報の内容・通報対象
- [4] 内部通報の受付窓口
- [5] 内部通報の通報方法
- [6] 内部通報受付後の対応
- [7] 通報者の保護
- [8] 内部通報制度の教育・周知
- [9] 内部通報規程の例

第3章 内部通報処理の実務

- [1] はじめに
- [2] 通報窓口担当者（公益通報対応業務従事者）の心構え
- [3] 通報受付業務とその留意点
- [4] 調査業務とその留意点
- [5] 調査結果を踏まえた是正措置と再発防止策
- [6] 通報者対応とその留意点

第4章 内部通報制度における弁護士の活動

- [1] 外部窓口担当上の注意
- [2] 外部窓口の独立性と顧問弁護士
- [3] 窓口担当弁護士の役割
- [4] 調査委員会と弁護士

第5章 内部通報に関する重要判例の解説

重要判例解説・細目次

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| [1] Yタクシー会社（雇止め）事件 | [11] 世田谷保健所事件 |
| [2] オリンパス配転無効事件 | [12] 自治労共済事件 |
| [3] D大学解雇無効事件 | [13] 大王製紙事件 |
| [4] 海外漁業協力財団事件 | [14] 武生信用金庫事件 |
| [5] 学校法人田中千代学園事件 | [15] 学校法人常葉学園事件 |
| [6] 岩国市農業協同組合事件 | [16] イビデン事件 |
| [7] 学校法人北里研究所事件 | [17] 学校法人國土館ほか事件 |
| [8] 退職従業員による取引先への告発事件 | [18] 京都市事件 |
| [9] 日本プロボクシング協会事件 | [19] 海外需要開拓支援機構ほか事件 |
| [10] 千葉県がんセンター事件 | [20] 福岡県筑前東部地区連絡会事件 |

[2] 内部通報制度構築の観点からみる改正法のポイント

① 改正を検討された問題点

- (1) もともと、2004年の法制定時の国会審議で問題点はかなり抽出されていた。

法の附則第2条で「施行後5年を目途として、この法律の施行状況

7

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされ、衆参委員会の附帯決議で「附則第2条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。」（編注：____部分は参議院で加えたものである。）と課題を明示されていた。

- (2) 2018年12月に公表された消費者委員会公益通報者保護専門調査会の報告書では、各問題点のそれぞれの議論を次のように整理している。詳細はホームページに譲るとして、ここでは概略を述べる。

① 法の保護の対象となる「通報者の範囲」

改正前の法は、「労働者」（2条1項）と規定しており、これは規範的労働者を指し、「退職者」や「役員」は含まれない、と解釈されていた。しかし、実際の公益通報事案では、退職者や役員からの通報がかなり多く、さらには「取引先等事業者」からの通報で不正が発覚した事案もある。

誰からの通報であっても公益に資するものであれば、通報者は保護されるべきであるが、法の目的が、「解雇の無効等」という民事ルールを定めるものであることから、定義の明確化が必要とされる。

そこで、専門調査会報告書は、「通報者」や「役員等」は、通報者の範囲に含めるべきであるとした。しかし「取引先等事業者」については「今後、必要に応じて検討」するとした。

② 法の保護の対象となる「通報対象事実の範囲」

改正前の法は、一定の法律の規定に基づく刑事罰を伴う違反行為のみを通報対象事実の範囲としていたが、範囲のみならず「行政処分」の対象となる規制違反行為も追加すべきであるとした。

しかし、法目的による範囲を外し、対象法律を指定する方式をやめるべきとの意見は見送られ、「条例」違反も含めるべきとの意見は「更なる立法事実の蓄積を待って、今後、必要に応じて検討」することとされた。

1) https://www.cao.go.jp/consumer/sinkai/2018/2/8/20181227_shiryou1.pdf

8

窓口担当者のための

「内部通報制度」の実務

編集 東京弁護士会
公益通報者保護特別委員会

運用における
留意点と
実例解説

法律情報出版

第1章 企業における内部通報制度構築の基本

[2] 内部通報制度構築の観点からみる改正法のポイント

③ 外部通報の保護要件

行政機関への通報の保護要件として「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」（3条2号）といういわゆる「真実相当性」の要件を補強すべきことと概ね合意された。

しかし、行政機関以外の外部に通報する場合の保護要件については「真実相当性」の要件は維持することとされた。ただし、事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合には、第3条第3号イロハニホとして規定されている特定事由に追加することで保護の対象にすることが概ね合意された。

④ 通報を裏付ける資料の収集義務

実務で問題となるのが、企業の不正を裏付ける証拠資料を企業から持ち出すことが就業規則、社内規程や罰則法に違反するとしてそのこと自体を理由とする解雇等の不利処分をせしめたり、法廷では証拠能力を争われるため、通報者が資料を持ち出すことを躊躇したり通報を断念したりすることである。したがって、通報者が通報のために企業の内部資料を持ち出すことを保護する必要性が指摘され、裁判例でも一般法理で一定の保護を受けている。この法の立法化については、「証拠の整理・分析し、当該収集行為に関する責任の有無についての実務上の運用の周知を進めるべき」とするにとどめた。

⑤ 内部通報体制の整備

今回の改正の目玉ともいえるべきである。内部通報体制が整備されていなければ不正に関する通報も上りてこない。そこで内部通報体制の整備を義務付けるべきであるとした。ただし、民間事業者については、常時雇用する労働者が300人以下の事業者については、事務負担等を勘案し、努力義務とした。

体制整備の中身としては、ア）内部通報受付窓口の設置など受け付ける運用、イ）内部通報受付窓口の組織内での周知の運用、ウ）通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限にとどめる運用、エ）公益通報をしたこと

9

本書の特色

第1章では、公益通報者保護法の概要と事業者等における内部通報制度構築の観点からみる改正法のポイントを、第2章では、改正法を踏まえて機能する内部通報制度についての提案を、第3章では、内部通報処理の実務上の留意点、通報担当者の心構えを、第4章では、内部通報外部窓口として通報処理に当たる弁護士や第三者委員会等と関与する弁護士の留意点、ノウハウを、第5章では、内部通報、外部通報が事案の争点や重要な要因となっている近時の裁判例20件を取り上げて解説しています。

FAX



03-3367-1361



office@legal-info.co.jp

窓口担当者のための「内部通報制度」の実務

部を申し込みます。

年 月 日

フリガナ				
お名前	⑤			
ご住所	(〒) 都道府県 区市町村			
連絡先	TEL	FAX	E-mail	
請求先	機関名：		所属：	
必要書類	☐ 見積書： 通 ☐ 納品書： 通 ☐ 請求書： 通			



法律情報出版株式会社

〒169-0073 東京都新宿区百人町1-23-10 M&T4F

Tel: 03-3367-1360 / Fax: 03-3367-1361 E-Mail: office@legal-info.co.jp URL: <https://www.legal-info.co.jp>